

危険物施設（法第10条関係）における消火設備の設置対象物早見表（1）

注：本早見表は法令の規定を簡潔に記載しています。正確かつ詳細な規定は、表に記載した関係法令の条文を参照願います。

製造所等には総務省令で定めるところにより、危政令別表第5に掲げる対象物について、同表においてその消火に適応するものとされる消火設備（第1種～第5種）を設置する。（危政令第20条）
 （第1種：屋内消火栓・屋外消火栓設備 第2種：スプリンクラー設備 第3種：水蒸気・水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン化物・粉末消火設備 第4種：大型消火器 第5種：小型消火器、乾燥砂等）

製造所、一般取扱所、屋内貯蔵所

区分 施設名	A 著しく消火困難な製造所等（危規則第33条）		B 消火困難な製造所等（危規則第34条）		その他の製造所等（危規則第35条）		
	設置対象	設置する消火設備	設置対象	設置する消火設備	設置対象	設置する消火設備	
製造所 一般取扱所	① 高引火点危険物（引火点が100℃以上の第4類の危険物）のみを100℃未満の温度で取り扱うものあつては延べ面積1,000㎡以上のもの ② その他のものあつては次のもの ア 指定数量の100倍以上のもの（危規則第72条第1項の危険物※1を除く） イ 延べ面積1,000㎡以上のもの ウ 地盤面もしくは消火活動上有効な床面から6m以上の高さに危険物取扱設備※2を有するもの エ 一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所※3 ※1：危規則第72条第1項の危険物第1類の危険物のうち塩素酸塩類、過塩素酸塩類……（詳細省略） ※2：高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものを除く。 ※3：当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分と、開口部のない耐火構造の床または壁で区画されているものを除く。	基本	第1種、第2種または第3種の消火設備（火災のとき煙が充満するおそれのある場所等では、第2種または移動式以外の第3種の消火設備に限る。） 放射能力範囲で建築物その他の工作物および危険物を包含する。ただし、左記①は建築物その他の工作物を包含することで足りる。 第4種および第5種の消火設備	Aの対象物以外のもので下記①②のもの ① 高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものあつては延べ面積600㎡以上のもの ② その他のものあつては次のもの ア 指定数量の100倍以上のもの（危規則第72条第1項の危険物※1を除く。） イ 延べ面積600㎡以上のもの ウ 位置、構造および設備の技術上の基準について特例が適用される一般取扱所で次のもの (ア) 吹付塗装作業等（危規則第28条の55） (イ) 洗浄作業（危規則第28条の55の2） (ウ) 焼入れ作業等（危規則第28条の56） (エ) ボイラー等（危規則第28条の57） (オ) 油圧装置等（危規則第28条の60） (カ) 切削装置等（危規則第28条の60の2） (キ) 熱媒体油循環装置（危規則第28条の60の3） ※1：危規則第72条第1項の危険物第1類の危険物のうち塩素酸塩類、過塩素酸塩類……（詳細省略）	第4種の消火設備 放射能力範囲で建築物その他の工作物および危険物を包含する。 第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位の1/5 ただし、第1種、第2種または第3種の消火設備が設置されている場合は、その放射能力範囲の部分では、第4種の消火設備が省略できる。	AおよびBの対象物以外のもの	第5種の消火設備 第5種の能力単位≧建築物その他の工作物および危険物の所要単位 ただし、第1種、第2種、第3種または第4種の消火設備が設置されている場合には、その放射能力範囲の部分では第5種の消火設備の能力単位を1/5まで減ずることができる。
		高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱う製造所および一般取扱所（左記①）の当該危険物	第4種および第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位 ただし、第1種、第2種または第3種の消火設備の放射能力範囲内は、第4種を省略できる。	Aの対象物以外のもので下記①～③のもの ① 危政令第10条第2項の屋内貯蔵所で指定数量以上のもの（危政令第10条第2項）または第4類の危険物（引火点が70℃未満のものを除く。）のみの平屋建以外の屋内貯蔵所 ② 危規則第16条2の3第2項の屋内貯蔵所で指定数量以上のもの（危規則第16条2の3第2項） 位置、構造および設備の技術上の基準について、特例を受ける指定数量が50倍以下の屋内貯蔵所（特定屋内貯蔵所）（詳細略） ③ その他のものあつては次のもの ア 指定数量の100倍以上の危険物（危規則第72条第1項の危険物※1を除く。）を貯蔵し、または取り扱うもの※2 イ 貯蔵倉庫の延べ面積が150㎡を超えるもの ウ 危政令第10条第3項の屋内貯蔵所（危政令第10条第3項） 指定数量の20倍以下で、建築物の一部に設ける屋内貯蔵所 ※1：危規則第72条第1項の危険物製造所・一般取扱所の※1参照 ※2：高引火点危険物のみを貯蔵し、または取り扱うものを除く。 ※3：150㎡以内ごとに不燃材料で造られた開口部のない隔壁で区画されているものおよび第2類（引火性固体危険物を除く。）または第4類の危険物（引火点が70℃未満のものを除く。）のみを貯蔵・取り扱うものを除く。 ※4：当該建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分と、開口部のない耐火構造の床または壁で区画されているものを除く。 ※5：第2類（引火性固体危険物を除く。）または第4類の危険物（引火点が70℃未満のものを除く。）のみを貯蔵し、または取り扱うものを除く。	(製造所・一般取扱所と同じ) ↓ 第4種の消火設備 放射能力範囲で建築物その他の工作物および危険物を包含する。 第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位の1/5 ただし、第1種、第2種または第3種の消火設備が設置されている場合は、その放射能力範囲の部分では、第4種の消火設備が省略できる。	AおよびBの対象物以外のもの	(製造所・一般取扱所と同じ) ↓ 第5種の消火設備 第5種の能力単位≧建築物その他の工作物および危険物の所要単位 ただし、第1種、第2種、第3種または第4種の消火設備が設置されている場合には、その放射能力範囲の部分では第5種の消火設備の能力単位を1/5まで減ずることができる。
		可燃性蒸気または可燃性微粉が滞留するおそれのある建築物または室	第4種および第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位				
		作業工程上、消火設備の放射能力範囲が、貯蔵し、または取り扱う危険物の全部を包含することができない当該危険物	第4種および第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位				
屋内貯蔵所	① 指定数量の150倍以上の危険物（危規則第72条第1項の危険物※1を除く。）を貯蔵し、または取り扱うもの※2 ② 貯蔵倉庫の延べ面積が150㎡を超えるもの※3 ③ 軒高6m以上の平屋建のもの ④ 危政令第10条第3項の貯蔵所※4※5 （危政令第10条第3項） 指定数量の20倍以下で、建築物の一部に設ける屋内貯蔵所 ※1：危規則第72条第1項の危険物製造所・一般取扱所の※1参照 ※2：高引火点危険物のみを貯蔵し、または取り扱うものを除く。 ※3：150㎡以内ごとに不燃材料で造られた開口部のない隔壁で区画されているものおよび第2類（引火性固体危険物を除く。）または第4類の危険物（引火点が70℃未満のものを除く。）のみを貯蔵・取り扱うものを除く。 ※4：当該建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分と、開口部のない耐火構造の床または壁で区画されているものを除く。 ※5：第2類（引火性固体危険物を除く。）または第4類の危険物（引火点が70℃未満のものを除く。）のみを貯蔵し、または取り扱うものを除く。	基本	軒高6m以上の平屋建のものまたは危政令第10条第3項（左記④）の屋内貯蔵所 放射能力範囲で建築物その他の工作物および危険物を包含する 第2種または移動式以外の第3種の消火設備	Aの対象物以外のもので下記①～③のもの ① 危政令第10条第2項の屋内貯蔵所で指定数量以上のもの（危政令第10条第2項）または第4類の危険物（引火点が70℃未満のものを除く。）のみの平屋建以外の屋内貯蔵所 ② 危規則第16条2の3第2項の屋内貯蔵所で指定数量以上のもの（危規則第16条2の3第2項） 位置、構造および設備の技術上の基準について、特例を受ける指定数量が50倍以下の屋内貯蔵所（特定屋内貯蔵所）（詳細略） ③ その他のものあつては次のもの ア 指定数量の100倍以上の危険物（危規則第72条第1項の危険物※1を除く。）を貯蔵し、または取り扱うもの※2 イ 貯蔵倉庫の延べ面積が150㎡を超えるもの ウ 危政令第10条第3項の屋内貯蔵所（危政令第10条第3項） 指定数量の20倍以下で、建築物の一部に設ける屋内貯蔵所 ※1：危規則第72条第1項の危険物製造所・一般取扱所の※1参照 ※2：高引火点危険物のみを貯蔵し、または取り扱うものを除く。	(製造所・一般取扱所と同じ) ↓ 第4種の消火設備 放射能力範囲で建築物その他の工作物および危険物を包含する。 第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位の1/5 ただし、第1種、第2種または第3種の消火設備が設置されている場合は、その放射能力範囲の部分では、第4種の消火設備が省略できる。	AおよびBの対象物以外のもの	(製造所・一般取扱所と同じ) ↓ 第5種の消火設備 第5種の能力単位≧建築物その他の工作物および危険物の所要単位 ただし、第1種、第2種、第3種または第4種の消火設備が設置されている場合には、その放射能力範囲の部分では第5種の消火設備の能力単位を1/5まで減ずることができる。
		その他のもの	第1種の屋外消火栓設備、第2種、第3種の移動式の泡消火設備（泡消火栓を屋外に設けるものに限る。）または移動式以外の第3種の消火設備				
		全部	第4種および第5種の消火設備 第4種および第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位				

危険物施設（法第10条関係）における消火設備の設置対象物早見表（2）

注：本早見表は法令の規定を簡潔に記載しています。正確かつ詳細な規定は、表に記載した関係法令の条文を参照願います。

製造所等には総務省令で定めるところにより、危政令別表第5に掲げる対象物について、同表においてその消火に適応するものとされる消火設備（第1種～第5種）を設置する。（危政令第20条） （第1種：屋内消火栓・屋外消火栓設備 第2種：スプリンクラー設備 第3種：水蒸気・水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン化物・粉末消火設備 第4種：大型消火器 第5種：小型消火器、乾燥砂等）		屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所 屋外貯蔵所							
区分 施設名	A 著しく消火困難な製造所等（危規則第33条）			B 消火困難な製造所等（危規則第34条）		その他の製造所等（危規則第35条）			
	設置対象	設置する消火設備			設置対象	設置する消火設備	設置対象	設置する消火設備	
屋外タンク貯蔵所	① 液体の危険物（第6類の危険物を除く。）を貯蔵し、または取り扱うもの ^{※1} にあっては次のもの ア 当該危険物の液表面積が40m ² 以上のもの イ 高さが6m以上のもの ウ 地中タンクに係る屋外タンク貯蔵所 エ 海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所 ② 固体の危険物を貯蔵し、または取り扱うものにあっては指定数量の100倍以上のもの ※1：高引火点危険物のみを100℃未満の温度で貯蔵し、または取り扱うものを除く。 （岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所は、岩盤タンクに係る部分を除く。）	基本	も海上地中のタンク以外のものに係る	硫黄等のみを貯蔵し、または取り扱うもの 引火点が70℃以上の第4類の危険物のみを貯蔵し、または取り扱うもの その他のもの	第3種の水蒸気消火設備または水噴霧消火設備 第3種の水噴霧消火設備または固定式泡消火設備 第3種の固定式泡消火設備	放射能力範囲で建築物その他の工作物および危険物を包含する。 ※2：泡+他設備のうちいずれか1設備	Aの対象物以外のもの ^{※1} ※1：高引火点危険物のみを100℃未満の温度で貯蔵し、または取り扱うものおよび第6類の危険物のみを貯蔵し、または取り扱うものを除く。	第4種および第5種の消火設備 それぞれ1個以上 ただし、第1種、第2種または第3種の消火設備が設置されている場合は、その放射能力範囲の部分では、第4種の消火設備が省略できる。	AおよびBの対象物以外のもの （製造所・一般取扱所と同じ） ↓ 第5種の消火設備 第5種の能力単位≧建築物その他の工作物および危険物の所要単位 ただし、第1種、第2種、第3種または第4種の消火設備が設置されている場合には、その放射能力範囲の部分では第5種の消火設備の能力単位を1/5まで減ずることができる。
			地中タンクに係るもの	第3種の固定式泡消火設備および移動式以外の不活性ガス消火設備または移動式以外のハロゲン化物消火設備 ^{※2}					
			海上タンクに係るもの	第3種の固定式泡消火設備および水噴霧消火設備、移動式以外の不活性ガス消火設備または移動式以外のハロゲン化物消火設備 ^{※2}					
			全部	第4種および第5種の消火設備					
屋内タンク貯蔵所	液体の危険物（第6類の危険物を除く。）を貯蔵し、または取り扱うもの ^{※1} にあっては次のもの ア 当該危険物の液表面積が40m ² 以上のもの イ 高さが6m以上のもの ウ タンク専用室を平屋建以外の建物に設けるもので引火点が40℃以上70℃未満の危険物 ^{※2} ※1：高引火点危険物のみを100℃未満の温度で貯蔵し、または取り扱うものを除く。 ※2：当該建築物のタンク専用室以外の部分と開口部のない耐火構造の床または壁で区画されているものを除く。	基本	硫黄等のみを貯蔵し、または取り扱うもの	第3種の水蒸気消火設備または水噴霧消火設備	放射能力範囲で建築物その他の工作物および危険物を包含する。	Aの対象物以外のもの ^{※1} ※1：高引火点危険物のみを100℃未満の温度で貯蔵し、または取り扱うものおよび第6類の危険物のみを貯蔵し、または取り扱うものを除く。	（屋外タンク貯蔵所と同じ） ↓ 第4種および第5種の消火設備 それぞれ1個以上 ただし、第1種、第2種または第3種の消火設備が設置されている場合は、その放射能力範囲の部分では、第4種の消火設備が省略できる。	AおよびBの対象物以外のもの （製造所・一般取扱所と同じ） ↓ 第5種の消火設備 第5種の能力単位≧建築物その他の工作物および危険物の所要単位 ただし、第1種、第2種、第3種または第4種の消火設備が設置されている場合には、その放射能力範囲の部分では第5種の消火設備の能力単位を1/5まで減ずることができる。	
			引火点が70℃以上の第4類の危険物のみを貯蔵し、または取り扱うもの	第3種の水噴霧消火設備、固定式泡消火設備、移動式以外の不活性ガス消火設備、移動式以外のハロゲン化物消火設備または移動式以外の粉末消火設備					
			その他のもの	第3種の固定式泡消火設備、移動式以外の不活性ガス消火設備、移動式以外のハロゲン化物消火設備または移動式以外の粉末消火設備					
			全部	第4種および第5種の消火設備					
屋外貯蔵所	① 塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、または取り扱うもので囲いの内部の面積が100m ² 以上のもの（2以上の囲いがあるときは面積を合算） ② 危政令第16条第4項の屋外貯蔵所で、指定数量の100倍以上のもの（危政令第16条第4項） 第2類の危険物のうち引火性固体（引火点が21℃未満のものに限る。）または第4類の危険物のうち第1石油類もしくはアルコール類を貯蔵し、または取り扱うもの	基本	可燃性蒸気または可燃性微粉が滞留するおそれがある建築物または室	第4種および第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位	放射能力範囲で建築物その他の工作物および危険物を包含する。	① 塊状の硫黄等のみを、地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、または取り扱うもので囲いの内部の面積が5㎡以上100㎡未満のもの（2以上の囲いがあるときは面積を合算する。） ② 危政令第16条第4項の屋外貯蔵所で、指定数量の10倍以上100倍未満のもの（危政令第16条第4項） 第2類の危険物のうち引火性固体（引火点が21℃未満のものに限る。）または第4類の危険物のうち第1石油類もしくはアルコール類を貯蔵し、または取り扱うもの ③ その他のものにあっては次のもの 指定数量の100倍以上のもの ^{※1} ※1：高引火点危険物のみを貯蔵し、または取り扱うものを除く。	（製造所・一般取扱所と同じ） ↓ 第4種の消火設備 放射能力範囲で建築物その他の工作物および危険物を包含する。 第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位の1/5 ただし、第1種、第2種または第3種の消火設備が設置されている場合は、その放射能力範囲の部分では、第4種の消火設備が省略できる。	AおよびBの対象物以外のもの （製造所・一般取扱所と同じ） ↓ 第5種の消火設備 第5種の能力単位≧建築物その他の工作物および危険物の所要単位 ただし、第1種、第2種、第3種または第4種の消火設備が設置されている場合には、その放射能力範囲の部分では第5種の消火設備の能力単位を1/5まで減ずることができる。	
			第4類の危険物を貯蔵・取り扱う貯蔵所	第5種の消火設備 2個以上					
			作業工程上、消火設備の放射能力範囲が、貯蔵または取り扱う危険物の全部を包含することができない当該危険物	第4種および第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位					
			全部	第4種および第5種の消火設備					

危険物施設（法第10条関係）における消火設備の設置対象物早見表（3）

注：本早見表は法令の規定を簡潔に記載しています。正確かつ詳細な規定は、表に記載した関係法令の条文を参照願います。

製造所等には総務省令で定めるところにより、危政令別表第5に掲げる対象物について、同表においてその消火に適応するものとされる消火設備（第1種～第5種）を設置する。（危政令第20条）
 （第1種：屋内消火栓・屋外消火栓設備 第2種：スプリンクラー設備 第3種：水蒸気・水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン化物・粉末消火設備 第4種：大型消火器 第5種：小型消火器、乾燥砂等）

移送取扱所、給油取扱所、第2種販売取扱所
 地下タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所
 簡易タンク貯蔵所、第1種販売取扱所

区分 施設名	A 著しく消火困難な製造所等（危規則第33条）		B 消火困難な製造所等（危規則第34条）		その他の製造所等（危規則第35条）	
	設置対象	設置する消火設備	設置対象	設置する消火設備	設置対象	設置する消火設備
移送取扱所	全部 (移送基地内に存する部分)	基本 第1種、第2種または第3種の消火設備（火災のとき煙が充満するおそれのある場所等では、第2種または第3種の移動式以外の消火設備に限る。） 放射能力範囲で建築物その他の工作物および危険物を包含する。 第4種および第5種の消火設備 可燃性蒸気または可燃性微粉が滞留するおそれがある建築物または室 第4種および第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位 作業工程上、消火設備の放射能力範囲が、貯蔵し、または取り扱う危険物の全部を包含することができない当該危険物 第4種および第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位	-	-	-	-
給油取扱所	① 危政令第17条第2項第9号ただし書きに該当する屋内給油所（一方のみが開放されている屋内給油所）のうち上部に上階を有するもの （一方開放型上階付き屋内給油取扱所） ② 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（セルフ給油所）※1 ※1：引火点が40℃未満のもの	基本 第3種の固定式泡消火設備 放射能力範囲で危険物を包含する。 第4種および第5種の消火設備 可燃性蒸気または可燃性微粉が滞留するおそれがある建築物または室 第4種および第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位 一方開放型上階付き屋内給油取扱所 第5種の消火設備 第5種の能力単位≧建築物、工作物の所要単位 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所 第4種の消火設備 建築物、工作物および危険物（固定式泡消火設備の放射範囲外）を包含する。 第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位の1/5	① 屋内給油取扱所のうちAの対象物以外のもの ② メタノールまたはエタノールを取り扱う給油取扱所※1 ※1：危政令第17条第2項の屋内給油取扱所に該当するものを除く。	(製造所・一般取扱所と同じ) ↓ 第4種の消火設備 放射能力範囲で建築物その他の工作物および危険物を包含する。 第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位の1/5 ただし、第1種、第2種または第3種の消火設備が設置されている場合は、その放射能力範囲の部分では、第4種の消火設備が省略できる。	AおよびBの対象物以外のもの	(製造所・一般取扱所と同じ) ↓ 第5種の消火設備 第5種の能力単位≧建築物その他の工作物および危険物の所要単位 ただし、第1種、第2種、第3種または第4種の消火設備が設置されている場合には、その放射能力範囲の部分では第5種の消火設備の能力単位を1/5まで減ずることができる。
第2種販売取扱所	-	-	全部	同上	-	-
地下タンク貯蔵所	-	-	-	-	全部	第5種の消火設備 2個以上
移動タンク貯蔵所	-	-	-	-	全部	アルキルアルミニウム等を貯蔵し、または取り扱うもの 次の自動車用消火器のうち、いずれかを2個以上 ア 霧状の強化液：充てん量が8ℓ以上のもの イ 二酸化炭素：充てん量が3.2kg以上のもの ウ ハロン1211：充てん量が2ℓ以上のもの エ ハロン1301：充てん量が2ℓ以上のもの オ ハロン2402：充てん量が1ℓ以上のもの カ 消火粉末：充てん量が3.5kg以上のもの 上記消火器のほか 乾燥砂150ℓ以上および膨張ひる石または膨張真珠岩640ℓ以上 上記以外のもの 上記自動車用消火器のうち、いずれかを2個以上
簡易タンク貯蔵所	-	-	-	-	全部	(製造所・一般取扱所と同じ) ↓ 第5種の消火設備 第5種の能力単位≧建築物その他の工作物および危険物の所要単位 ただし、第1種、第2種、第3種または第4種の消火設備が設置されている場合には、その放射能力範囲の部分では第5種の消火設備の能力単位を1/5まで減ずることができる。
第1種販売取扱所	-	-	-	-	全部	同上